

コンからインターネットを利用して申告・納税等を行うことができます。  
e-Taxホームページアドレス <http://www.e-tax.nta.go.jp>

【お問い合わせ先】 阿南税務署 ☎0884-22-0414まで (〒774-0030 阿南市富岡町滝の下4-4)

## 出産育児一時金等の変更

### ◆出産育児一時金の変更について

美波町国民健康保険に加入している被保険者が出産した場合、出産育児一時金として35万円が支給されますが、平成21年1月1日から産科医療保障制度に加入している医療機関等で出産した場合は、3万円を加算して、38万円が支給されます。

### ◆出産費資金貸付基金の貸付額の変更について

出産費の支払いに充てるための資金を貸し付けるために、「出産費資金貸付基金制度」がありますが、現在、貸付額は出産育児一時金(35万円)の10分の8を限度として貸付を行っており、実質の貸付額は28万円となります。

このため、出産育児一時金の引き上げに伴い、出産費資金貸付基金の10分の8となっている貸付限度額を廃止し、平成21年1月1日からは出産育児一時金と同額(38万円又は35万円)を貸し付けることとしました。

貸付を希望される方は、お気軽に役場税務保険課までご相談ください。

## 個人住民税の納税義務のある 公的年金受給者の方へお知らせ

平成21年10月から、公的年金に係る所得に対する個人住民税(町・県民税)のお支払い方法が変わります。公的年金を受給されていて、個人住民税の納税義務のある方は、現在、役場、銀行等に出向き窓口で個人住民税をお支払いいただいておりますが、今回の制度導入により、個人住民税が公的年金から特別徴収(天引き)されることとなります。

### ○対象となる方

平成21年4月1日現在で

- ・年齢が65歳以上の公的年金受給者で、個人住民税の納税義務のある方で、かつ
- ・年額18万円以上の老齢基礎年金又は老齢年金、退職年金等を受給している方(介護保険料の特別徴収と同様)です。

### ○対象となる税額

厚生年金、共済年金、企業年金などを含む全ての公的年金等に係る所得額に応じた税額が特別徴収(天引き)の対象となります。

ただし、その税額は老齢基礎年金又は老齢年金、退職年金等から特別徴収(天引き)されます。

### ○実施時期

平成21年10月支給分の年金から

個人住民税の公的年金からの特別徴収制度では、受給者が支払うべき個人住民税を社会保険庁などの「年金保険者」が市町村へ直接納め、受給者には、年金から個人住民税を差し引いた差額が支払われることとなります。納税のために金融機関へ出向いたり、現金を用意する必要がありません。

この制度は、個人住民税のお支払い方法を変更するものであり、これにより新たな税負担は生じません。

なお、特別徴収(天引き)の開始は、平成21年10月支給分の年金からとなります。そのため、21年度の税額の半分については、平成21年6月及び9月に普通徴収(納税通知書により支払う方法)により納めていただくこととなります。

また、年金所得以外の所得に係る個人住民税及び対象とならない方の個人住民税については、従来どおりの方法によりお支払いいただくこととなります。

詳しくは役場税務保険課までお問い合わせください。